

計画策定の基本的な考え方

第 1 回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の基本的な考え方

○計画策定の趣旨

介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、市内における要介護者等の人数や介護保険の給付対象サービス量の見込みを定めることで、事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険運営の基となる現実的な計画です。

これに対して高齢者福祉計画は、介護保険の対象とならない一人暮らしの高齢者等を含めた地域における高齢者の福祉事業全般にわたるサービス供給体制の確保に関する計画であり、介護保険事業計画の内容を包含する総合的な計画として位置付けられています。

○計画期間

事業の運営については令和3年度から令和5年度までを計画期間として両計画を作成することとなります。

第8期の介護保険事業計画については、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括システムの整備と、現役の世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えて計画策定を行います。

○今後のスケジュール（予定）

令和2年10月～11月	第2回策定委員会
令和2年12月～令和3年1月	第3回策定委員会
令和3年 2月	第4回策定委員会